

有効期限切れ学生証の更新について

平成31年3月末に有効期限が切れる学生証を持っている方(留年予定者等)は更新手続きが必要となりますので、以下のとおり手続きをしてください。なお、更新手続きをしないと身分証としては機能しません(例:学割が使用できない等)ので、ご注意ください。

1. 更新手続き

所属の支援室窓口に学生証を提出し、併せて窓口にある「学生証更新者リスト」に必要事項を記入してください。学生証の更新処理をして、その場でお戻しします。

ただし、学生証を紛失・破損してしまった場合は、通常の学生証再交付手続きをしてください。

2. 更新期間

平成31年3月1日(金)～3月29日(金)

3. その他

不明な点がある場合は、スチューデントプラザ3F 学生生活課(学生支援:029-853-2246)までお問い合わせください。